

Volume 4

2014 年度マレーシア予算案

KPMG マレーシア クアラルンプール事務所

シニアマネジャー 渡邊 和哉

マネジャー 松元 勝彦

マレーシアのナジブ首相は、2013 年 10 月 25 日にマレーシア経済の現状と展望や税制改正案を含む 2014 年度予算案を議会に提出しました。当該予算案において、マレーシアの GDP 成長率が 2013 年は 4.5%－5%、2014 年は 5%－5.5% となる見込みであること、2014 年度の 1 人当たり GDP は約 1 万 2 千 US ドルと予想され、2020 年度の 1 万 5 千 US ドルという目標は、十分に達成可能である旨などが述べられており、マレーシアは今後も堅実な経済成長が見込まれます。また、今回の予算案では、マレーシアの税制についても、消費税に類似する物品・サービス税 (Goods and Services Tax、以下「GST」という) をメインとしたいくつかの税制改正が提案されています。そこで本稿では、2014 年度予算案で提案された GST を中心にマレーシアの重要な税制改正について解説します。なお、文中の意見は、筆者の私見であることをお断りします。



わたなべ かずや
渡邊 和哉

KPMG マレーシア
クアラルンプール事務所
シニアマネジャー

【ポイント】

- 2014 年度マレーシア予算案において、GST の導入が提案された。適用時期は、2015 年 4 月 1 日、標準税率は 6% の予定である。
- GST は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、日本の消費税に類似した制度である。
- 現行の売上税、サービス税は廃止され、GST に置き換わる。
- 課税業者が発行する Tax Invoice に記載された税額のみを仕入控除することができるインボイス方式が採用される予定である。
- GST の導入に伴い、法人所得税率を現行の 25% から 1% 引き下げ 24% へ、個人所得税率を各所得帯で 1%－3% 引き下げ、最高税率を 25% (現行 26%) とする提案がなされた。
- GST の実務上の取扱い、今後公表が予定されている詳細なガイドラインの動向に留意する必要がある。

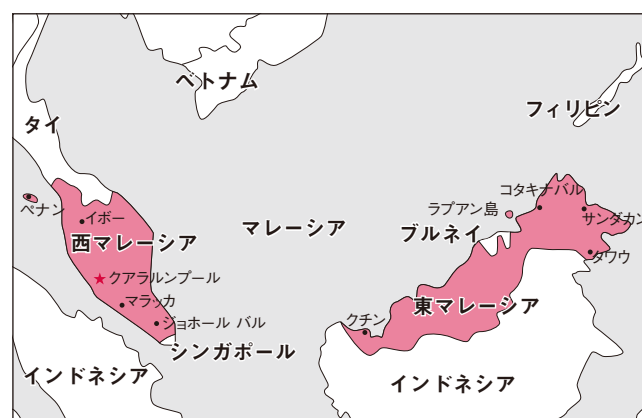


まつもと かつひこ
松元 勝彦

KPMG マレーシア
クアラルンプール事務所
マネジャー

I はじめに

マレーシアは、マレー半島 (西マレーシア) とボルネオ島 (東マレーシア) から成り、国土面積は約 33 万 km² (日本の面積の約 90%)、国土の 4 分の 3 が森林と湿地帯です。また人口は約 2,995 万人 (日本の 23.5%)、6 割強がマレー系、2 割強が中国系、1 割弱がインド系、その他で構成されています。言語は、マレー語が公用語となっていますが、英語、中国語、タミル語が日常で使われています。英語は、ビジネスではもちろん、



日常生活を送るうえではほとんどの場面で通じるので言語で不便を感じることはありません。

マレーシアは、1957年に英国の植民地からマラヤ連邦として独立し、その後1965年にシンガポールがマレーシアから分離独立し、現在に至ります。独立後50年強にわたって与党連合である国民戦線が一貫して政権を担っており、2013年5月の総選挙においても野党連合の勢力伸長の気運はあったものの、与党連合がほぼ現有議席を確保する形で勝利を収めました。

マレーシアは、1980年代にマハティール首相のもと、日本を始めとした極東アジアの高度経済発展を見習う「東方政策（ルックイースト・ポリシー）」によって近代化に成功し、その後日系企業や世界からの外資系企業の進出が進んでいます。首都クアラルンプールでは、高層ビルや高級ショッピングモールが林立し、また、高速道路網の発展や鉄道および港湾の整備で物流インフラも十分に整備されています。近年では、不動産価格の高騰が社会問題となりつつあります。

マレーシアと日本は、直接投資や貿易、技術協力などを通じて緊密な二国関係を築いており、2012年には「東方政策30周年記念会議」も開催されました。現在、約1,400社の日系企業がマレーシアに進出しており（製造業約750社、非製造業約650社）、製造業の約4割を電気・電子産業が占めています。また、海外からマレーシアへの直接投資額（製造業・認可ベース）は2012年で208億リンギット、その中に占める日本の割合は13.4%（28億リンギットで1位）となっており、投資に占める日系企業の存在感は依然として大きいものがあります。

近年、マレーシアでは、定年法の施行に伴い、民間企業における定年が従来の55歳から60歳に引き上げられました。また、最低賃金令も施行され、最低賃金が引き上げられる（西マレーシア（半島部）で月給900リンギット、東マレーシア等で月給800リンギット）など、労働コストの上昇が重要な経営上の問題点となっています。

マレーシアは、政治の安定、インフラの充実および語学力等、投資先として魅力的な国ではありますが、従来主力であった労働集約型の製造業の新規進出はペースダウンしています。一方で、内需が堅調に伸びていることから、国内の消費力に

注目するサービス産業の進出は増加傾向にあります。

II GST

1. GSTの概念

2014年度マレーシア予算案において、2015年4月1日よりGSTを導入することが提案されました。

GSTとは、物品およびサービスの提供に係る付加価値に対して取引の各段階ごとに広く公平に課税する間接税をいい、日本の消費税に類似する仕組みとなっています。マレーシア政府は、GST導入の趣旨を財政赤字の削減と課税ベースの拡大としており、現行の売上税・サービス税に換わる課税システムであると説明しています。売上税・サービス税が特定の課税業者から税金を徴収する一段階の課税システムであるのに対して、GSTは、課税業者がサプライチェーンにおける各段階で行う課税取引（物品の販売・サービスの提供）に対して、広く税金を徴収するシステムになっています。

以下では、現在公表されているGSTに係る一般的なガイドラインの概略を説明します。

2. 課税の範囲

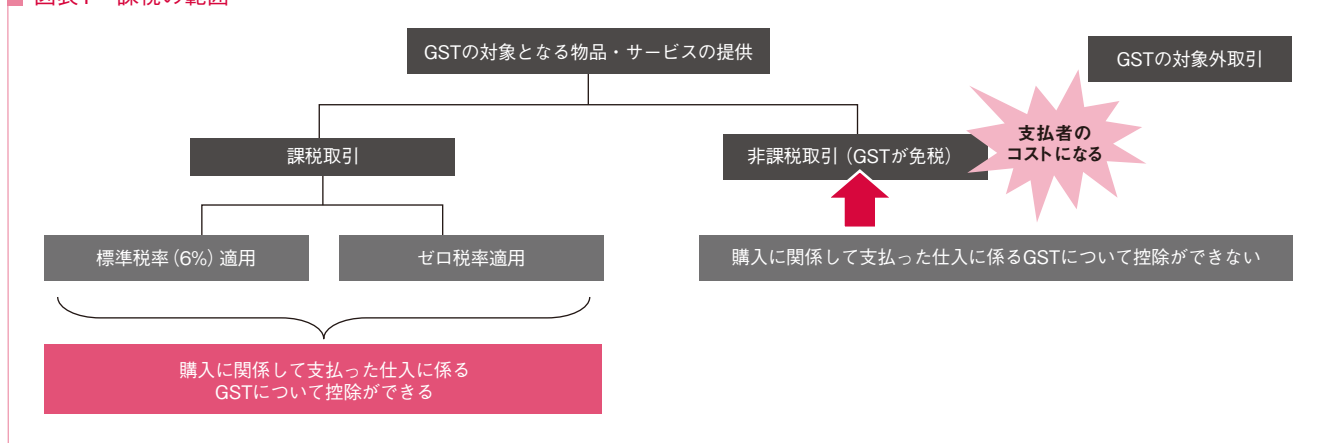
(1) GST課税の範囲

GST課税の範囲は、下記のとおりです。

- ① 「課税業者」が、「マレーシア国内で」、「事業目的で行う」、「課税取引」となる物品の販売またはサービスの提供
- ② 「マレーシア国内への」物品またはサービスの「輸入取引」（※物品・サービスの輸入取引については後述）

GST課税の範囲は「マレーシア国内」に限定されますが、これはマレーシア国内間の物品・サービス取引のみならず、マ

図表1 課税の範囲



図表2 ゼロ税率(課税取引)と非課税取引の範囲

ゼロ税率適用の例	非課税取引の例
① 農産物 - 米、野菜	① 金融サービス (生命保険を含む)
② 食料品 - 砂糖、食卓塩、小麦粉、調理用油	② 居住用建物・土地の売却および賃貸
③ 家畜 - 牛、ヤギ、豚などの家畜・食肉	③ 高速道路の利用料金
④ 家禽 - 鶏、あひるなどの未加工の食肉	④ 民間の医療および教育サービス
⑤ 卵 (生卵および塩で味付けされたもの)、魚	⑤ 国内公共交通機関 (鉄道、モノレール、船舶、バス、タクシーなど)
⑥ 国内の電気料金 (200 ユニットまで)	⑥ 農業目的の土地、一般利用目的の土地
⑦ 国内の水道料金	
⑧ 物品またはサービスの輸出	
⑨ 国際的なサービス	

レーシアからの物品の輸出取引も含まれます。また、マレーシアの法人だけでなく、マレーシアにある支店や恒久的施設 (PE) がマレーシア国内で行う物品・サービスの提供についても GST 課税の範囲に含まれることに留意が必要となります。

(2) 課税取引と非課税取引

GST は、課税取引と非課税取引に分類されます。課税取引には、標準税率 (6%) が適用される取引とゼロ税率が適用される取引が含まれます。ゼロ税率の課税取引と非課税取引は、売上に係る GST の徴収を行わない点では同じですが、仕入に係る GST の仕入控除の可否において異なるため、その区別が重要となります (図表1参照)。また、日本の消費税において非課税取引とされている事業用土地の譲渡・賃貸について、GST においては非課税取引の対象ではないため留意が必要となります (図表2参照)。

3. 課税業者

課税業者とは、マレーシアで課税対象取引を行い、かつ年間の課税対象売上高が50万リンギット以上の者と定義されており、該当する事業者はGSTの登録を行う必要があります。課税業者は、当該GSTの登録を行わない限り、後述するTax Invoiceを発行することができず、また、GSTの仕入控除も受けられません。よって、年間の課税対象売上高が50万リンギット未満であっても、自主的にGST登録が可能とされています。

GST 登録の課税業者には、課税期間における課税取引にかかる GST (売上 GST および仕入 GST) の集計、課税取引にかかる Tax Invoice の発行、期限内の申告・納税、7年間の資料の保管等の義務が課せられます。

よって、GST 登録の課税業者は、課税取引が行われた時点 (課税点)、課税取引の金額 (課税標準)、Tax Invoice の要件、集計すべき GST の期間 (課税期間) ならびに申告・納税期限について理解しておく必要があります。

4. 課税点

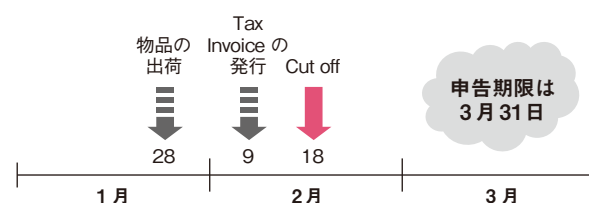
課税点とは、物品・サービスの供給が行われた時点 (課税取引がなされた時点) を意味し、課税業者がいつまでに Tax Invoice を発行すべきか、また、いつまでに GST の申告・納税をすべきかを把握する意味で、その理解が重要となります。

原則として、物品における課税点は、物品の出荷時点となり、サービスにおける課税点は、サービスの提供時点となります。ただし、物品およびサービスの提供において、原則的な課税点より前に、Tax Invoice の発行、対価の受領がなされた場合には、Tax Invoice の発行日または対価を受領した時点が課税点となります。

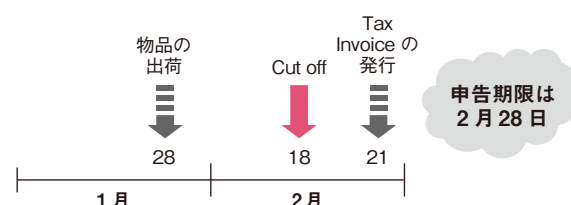
さらに、実務上の配慮から、原則的な課税点 (物品の出荷、サービスの提供) から21日以内にTax Invoiceが発行されている場合には、当該Tax Invoiceの発行日が課税点とみなされます。ただし、21日以内にTax Invoiceが発行されない場合、課

図表3 課税点

ケース①: 21日以内の Tax Invoice の発行



ケース②: 21日以降の Tax Invoice の発行



税点は原則的な課税点に立ち返ってしまうため、21日以内にTax Invoiceを発行する業務フローの整備やシステム構築を検討する必要があると考えられます(図表3参照)。

5. 課税標準

GSTは、課税標準に税率を乗じた金額となりますが(GST = 課税標準 × 税率)、課税標準は、対価が現金の場合には、実際の支払額となり、対価が現金以外の場合には、時価(Open Market Value)となります。

よって、標準税率6%における課税標準およびGSTの金額は、対価の額に100/106および6/106をそれぞれ乗じて計算されることになります。

また、対価が無償の場合についても時価(Open Market Value)が課税標準となります。この点、日本の消費税でも法人がその役員に対してなされた資産の贈与または著しく低い対価による譲渡は、時価が課税標準となる点で類似しています。

6. Tax Invoiceと仕入控除

課税期間におけるGSTの集計はTax Invoiceに基づいて行われます。この点、会計帳簿に基づいて集計する日本の消費税とは大きく異なります。課税業者は、課税取引(物品の販売またはサービスの提供)が行われてから21日以内にTax Invoiceを発行する必要があり、有効なTax InvoiceがなければGSTの仕入控除を行うことはできません(インボイス方式)。よって、有効なTax Invoiceの記載要件について理解することが重要となります。下記、すべての事項につき記載が必要です。

- i. Tax Invoice という文言
- ii. シリアルナンバー
- iii. Tax Invoice の発行日

- iv. サプライヤーの名前、住所、GST ナンバー
- v. カスタマーの名前、住所
- vi. 提供した物品、サービスの詳細(数量、サービスの内容、金額等)および課税(標準税率、ゼロ税率) / 非課税区分
- vii. 値引き額(該当がある場合)
- viii. GST 課税前の請求合計額、税率、税額(それぞれ区分して表記)
- ix. GST 課税後の請求合計額

また、上記の記載項目をすべて記載することが困難な課税業者(小売業者等)については、関税局長の許可を得ることによって、簡易Tax Invoiceの発行も認められます。ただし、カスタマーの名前、住所が記載されていない場合には、500リンギットの請求額を超える仕入控除が認められないとされています。

課税取引(標準税率およびゼロ税率適用の取引)から生じた仕入GSTは、当該取引が行われた課税期間の申告書において売上GSTと相殺することで仕入控除を行うことになります。仕入控除は、取引から6年間は繰り延べることも可能です。また、売上GSTから控除しきれなかった仕入GSTについては、電子申告の場合は申告後14営業日以内、マニュアル申告の場合は、申告後28営業日以内に還付がなされることになっています。

ただし、関税局長に還付金の支払を留保する権限が与えられているとともに、還付請求に係る税務調査が同時に行われる可能性もありますので、還付に係る今後の実務に留意する必要があります。

7. 申告・納税

申告・納税の対象期間となる課税期間は、年間売上高によって決定されます。ガイドラインによれば、年間売上高が500万リンギット以上の場合の課税期間は月次、500万リンギット未満の場合の課税期間は3ヵ月ごととされています。課税業者は、当該課税期間の翌月末までにGSTの申告・納税を行う必要があります。

たとえば、年間売上高が500万リンギット以上の課税業者は、

図表4 物品およびサービスの輸入

	マレーシア国内取引	物品の輸入	サービスの輸入
課税点	原則: 物品の出荷時および サービスの提供時 例外: Tax Invoice の発行時または 代金の受領時、または Tax Invoice の 21 日ルール	輸入通関時	サービスに係る対価の送金時
課税標準	対価の額 × 100/106	関税評価額 + 関税 + 物品税	サービスの対価(送金額)
Tax Invoice	Tax Invoice が必要 仕入控除は Tax Invoice が証憑	Tax Invoice は不要 仕入控除は輸入時の通関書類を代用	Tax Invoice は不要 仕入控除はサービス提供証憑を代用
申告・納税主体	課税業者	輸入者	サービスの受領者

1ヵ月間の課税期間内に行われた課税取引にかかるGSTをTax Invoiceに基づいて集計し、当該GSTの申告・納税を翌月末までに行うこととなります。

8. 物品およびサービスの輸入

マレーシア国内取引に係る課税取引が行われた時点（課税点）、課税取引の金額（課税標準とGSTの金額）、Tax Invoiceの要件、申告・納税について説明してきましたが、物品およびサービスの輸入については取扱いがマレーシア国内取引と多少異なる点があります（図表4参照）。

サービスの輸入とは、マレーシア国外（のサービス提供者）からマレーシア国内（のサービス受領者）へのサービスの提供であり、マレーシア国内で消費されるものを言います。サービスの輸入については、リバースチャージ制が導入される予定であり、サービスの提供を行った者に代わって、サービスの受領者が、その取引にかかるGSTを申告・納税する義務を負うことになります。

9. 輸出志向企業への特例

マレーシアで事業展開している日系企業には、その製品の大半を輸出している輸出志向の製造業が多数存在します。輸出物品については、GSTが課税されない（ゼロ税率適用である）ため、仕入GSTについては、最終的に還付される可能性が高いですが、仕入に伴いGSTの支払いが先行するため、輸出志向の製造業にとっては、一時的にキャッシュ・フローに大きな負担が生じる可能性があります。当該負担を軽減するため、輸入物品に限って輸入時のGSTの支払いを免除する措置（Approved Trader Scheme、以下「ATS」という）が設けられる予定です。なお、ATSが認可される事業者として、以下の企業が予定されています。

- ・ 自由工業地域（FIZ: Free Industrial Zones）で活動している企業
- ・ 保税工場（LMW: Licensed Manufacturing Warehouse）ライセンスを有している企業
- ・ 国際調達センター（IPC: International Procurement Centres）/ 地域流通センター（RDC: Regional Distribution Centres）ステータスを有している企業
- ・ 年間売上が25百万リンギット以上かつ売上の80%以上が輸出取引である企業、等

10. 税務調査とペナルティ

近年、マレーシアでは内国歳入庁が税務調査に係るガイドラインを更新し、積極的に税務調査を行う傾向にあり、関税局が実施するGST調査についても十分に留意しておく必要があると考えられます。GSTに係る税務調査の対象会社は、リスク評価や様々なソースからの情報をもとに選定され、対象期間は原則3年から6年ですが、初期調査で不正や法令違反が発見された場合は、6年を超えて税務調査の対象とすることが可能となっています。

また、公表されたガイドラインでは、納税遅延に係るペナルティについても明記されています。GSTの申告・納税期限は、課税期間の翌月末ですが、期限までに納税が完了していない場合、未納期間に応じて段階的に遅延ペナルティが課せられ、最大（181日以上）で25%のペナルティが課せられることになります。

Ⅲ 法人・個人所得税率の改正

GSTの導入に合わせて、法人および個人に対する直接的な税負担を軽減する目的で、法人所得税率および個人所得税率の引下げが提案されています。

図表5 個人所得税の税率変更(居住者)

RM: リンギットマレーシア

課税所得 (RM)	現行		2014 予算案		減税額 (RM)
	税率 (%)	税額累計 (RM)	税率 (%)	税額累計 (RM)	
1 - 5,000	0	0 ※	0	0 ※	—
5,001 - 20,000	2	0 ※	1	0 ※	—
20,001 - 35,000	6	800 ※	5	500 ※	300
35,001 - 50,000	11	2,850	10	2,400	450
50,001 - 70,000	19	6,650	16	5,600	1,050
70,001 - 100,000	24	13,850	21	11,900	1,950
100,001 - 250,000	26	52,850	24	47,900	4,950
250,001 - 400,000	26	91,850	24.5	84,650	7,200
400,000 超	26		25		

※ RM35,000 以下の課税所得に係る RM400 の税額控除後の金額

法人所得税率については、従来の25%から1%引き下げた24%とする提案（賦課年度2016年から適用）がなされています。また、個人所得税については、税務上の居住者の税率を従来の税率から各所得帯において1%－3%引き下げ、最高税率を現行の26%から25%にするとともに、最高税率が適用される課税所得金額を10万リンギットから40万リンギットに引き上げる提案（賦課年度2015年から適用）がなされています（図表5参照）。

Ⅳ おわりに

以上、2014年度マレーシア予算案についてGSTを中心とした税制改正部分について説明してきました。GSTについては、一般的なガイドラインは公表されているものの、あくまでドラフト段階であり、また、詳細な取扱いに係るガイドラインについては、まだその一部しか公表されていないというのが現状です。よって、実務的なGSTの取扱いについては今後の課題であり、GST関連法案の成立に伴って公表されていくと思われる詳細なガイドラインの動向に留意する必要があります。

本稿は、旬刊「経理情報」（2013. 12. 20/No. 1367、中央経済社）に寄稿したものに一部加筆したものです。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG マレーシア
クアラルンプール事務所
TEL: +60-3-7721-3388（代表番号）

シニアマネジャー 渡邊 和哉
kazuyawatanabe1@kpmg.com.my

マネジャー 松元 勝彦
kmatsumoto2@kpmg.com.my

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.